

75歳以上の皆さんへ

10月1日から後期高齢者医療制度の負担割合が変わります

●問い合わせ先 保険年金課 ☎248-1275



一定以上の所得がある人の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療では、これまで、かかった医療費の1割または3割を医療機関の窓口で支払いしていました。

10月1日から、これまでの窓口負担割合が1割の一般所得者のうち、一定以上の所得がある人は、窓口負担割合が2割になります。

これは、後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代が負担しており、今後医療費の増大が見込まれる中、現役世代の負担を抑え、国民皆保険制度を未来につなぐための見直しです。

▼現在の負担割合(9月30日まで)

区分	窓口の負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者	1割
低所得者 (住民税非課税世帯)	1割



▼10月1日からの負担割合

区分	窓口の負担割合
現役並み所得者	3割
要件を満たす人	2割
一般所得者	1割
低所得者 (住民税非課税世帯)	1割

令和4年度は、後期高齢者医療被保険者証を2回送付します

毎年7月に新しい被保険者証を送付していますが、今年度は負担割合変更に伴い、すべての被保険者が8月から9月までの有効期限の被保険者証になります。その後、9月中に10月からの新しい被保険者証をすべての被保険者に送付します。

例年

7月
1年間の被保険者証を送付



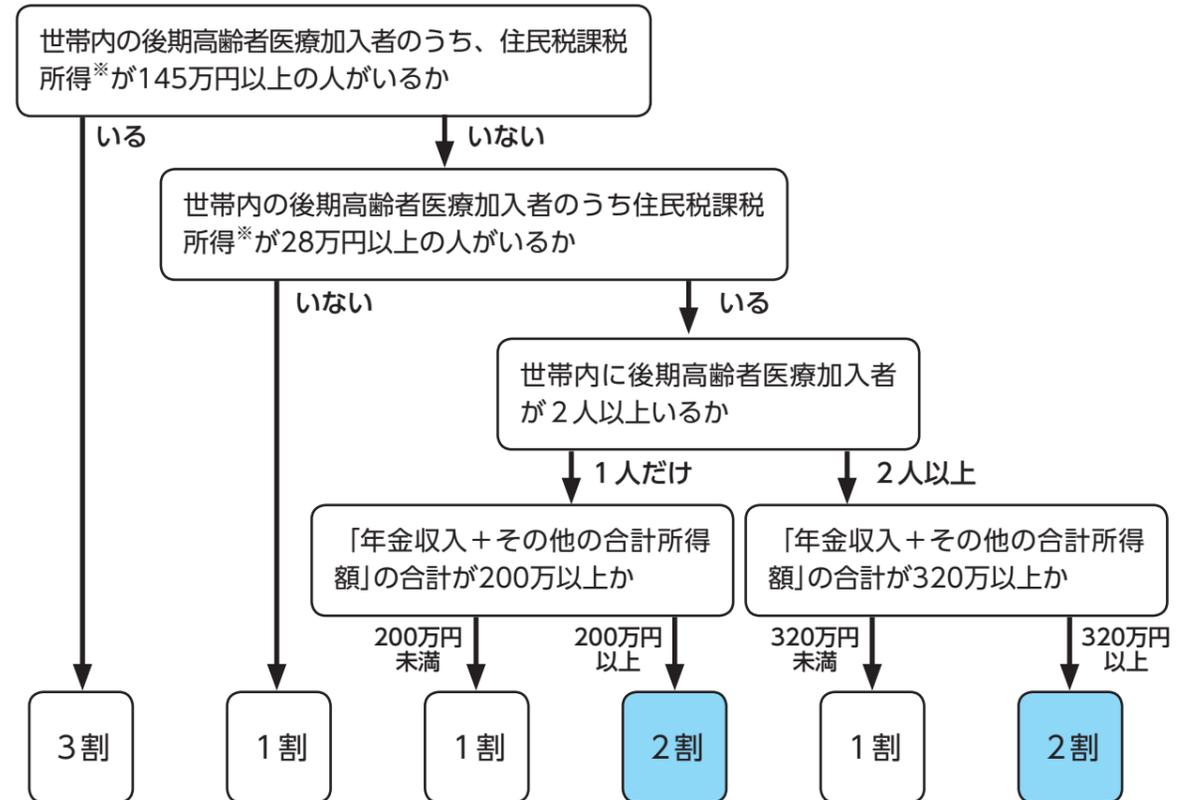
令和4年度

7月
2カ月間(8月～9月)の被保険者証を送付

9月
10カ月間(10月～令和5年7月)の被保険者証を送付

窓口負担割合が2割になる人

後期高齢者医療加入者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。負担割合の判定は令和3年中の所得をもとに行ない、10月からの負担割合を決定します。



※住民税課税所得とは、前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除など)を差し引いた金額です。

窓口負担割合が2割になる人には負担を抑える配慮措置があります

10月1日から令和7年9月30日まで、2割負担の人については、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます。

※入院の際の医療費は対象外です

配慮措置の適用で払い戻しとなる場合、高額療養費として登録されている口座へ後日払い戻しがあります。高額療養費をすでに登録している人は改めて手続きをする必要はありません。2割負担になる人で、高額療養費の口座登録をしていない人には、9月頃に県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されるので、口座の登録をお願いします。

ご注意ください

- ・市や厚生労働省などが、電話や訪問で口座情報の登録をお願いすることや、ATMの操作をお願いすることは絶対にありません。
- ・不審な電話があったときは、警察相談専用電話(#9110)または消費者ホットライン(188)にお問い合わせください。※通話料は利用者負担です